

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぽう

平成26年  
(2014年) 4月25日

第1902号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議員会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
句報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

4/15近畿 4/17東北 4/17東海

## 相次ぎ定期総会を開催

### 各議長会で議案を審議、決定



中尾広城・近畿議長会会長  
(泉南市)



太田康隆・東海議長会会長  
(浜松市)



田中 元・東北議長会会長  
(弘前市)

新年度を迎え、全国9地方市議会議長会は定期総会を順次、開催している。近畿市議会議長会は平成26年4月15日、東北市議会議長会と東海市議会議長会が4月

17日に、それぞれ総会を開催した。

近畿市議会議長会では、提出議案の「介護保険制度における新たな地域支援事業の導入並びに介護人材の確保及び拡充について」を審議、決定した。また、役員選任において、新会長に中尾広城・泉南市議会議長会を選任した。東北市議会議長会では、6県から提出された▽道路交通環境の整備促進▽東日本大震

災からの復興促進制度の創設▽国民健康保険制度の改善強化▽高速交通体系の整備促進▽道路整備の促進▽東日本大震災及び原子力発電所事故災害からの復旧・復興に向けた対応など18件の議案を審議、決定した。また、役員改選において、新会長に田中元・弘前市議会議長会を選出した。東海市議会議長会では、4県から提出された▽観光振興の推進▽介護保険制度の見直

し▽定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充▽中小企業への支援の4件の議案を審議、決定した。なお、新会長は太田康隆・浜松市議会議長。各地方議長会総会で決定された議案のうち、各3件以内が部会提出議案として、5月28日開催の全国市議会議長会第90回定期総会に上程される。

## 病院協が役員会を開催

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 上野孝典・町田市議会議員)は4月10日、東京・全国都市会館で正副会長・監事・相談役会議を開催した。

会議では、まず、報告事項として、事務報告、平成25年度要望結果報告を了承した。

この後、協議に入り、25年度決算を了承し、▽26年度事業計画案▽26年度会議・運動日程案▽26年度予算案▽総会議決案一を決定した。

役員会において了承・決定した報告・協議事項については、5月8日に東京・都市センターホテルにて開催する第

## 分権改革で実態調査

内閣府

42回定期総会において諮られる。内閣府の地方分権改革推進室は平成26年4月、「地方分権改革の実態調査結果」を取

りまとめた。調査は、25年9月から10月にかけて、地方公共団体に対して、①地方分権改革の成果

②地方分権改革の課題③義務付け・枠付けの見直し④都道府県から基礎自治体への権限移譲⑤条例による事務処理特例制度の活用状況等⑥地方分権改革のための組織・人員体制の6項目について、書面により行われている。調査対象は、①②では全都道府県、全市区町村、③④⑤⑥では全都道府県、146市区町村(内訳 全指定都市、県庁所在の



あいさつする上野孝典・会長(町田市議会議員)

### お知らせ

本紙5月5日付け第1903号は、第1904号と併せ、5月15日付け第1903・04号として発行します。

第1899・900号、第1901号に引き続き、今号でも本委員会における平成25年度活動結果を概要として掲載する。3回目の連載となる今号では、産業経済委員会と建設運輸委員会の要請活動に対する成果へ焦点を当てる。今回の紹介記事をもって連載は終了するが、これまでに紹介してきた▽地方行政▽地方財政▽社会文教▽産業経済▽建設運輸の各委員会の代表者は、5月28日開催の本会第90回定期総会で活動結果を報告する。

# 25年度委員会活動結果の概要 <3>終

産業経済委員会が取り組んできた要望の柱は▽農業振興対策▽林業振興対策▽水産業振興対策▽農林水産業共通対策▽食の安全及び消費者の信頼確保対策▽T P P等貿易交渉について▽中小企業振興対策等▽資源・エネルギー対策の8項目からなる。農業振興対策では経営所得安定対策について、産業政策の観点から見直しが行われる。

## 産業経済委員会

### 1、農業振興対策

経営所得安定対策(旧戸別所得補償)について、平成26年度予算では3953億円が措置された。農業を産業として強くしていく「産業政策」の観点から見直しが行われ、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金については、工程が明らかにされた上で廃止される。一方で、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)については、引き続き実施される。このほか、直接支払推進事業等が行われる。予算の内訳は▽畑作

表① 経営所得安定対策等の概要(平成26年度概算決定)

<b>畑作物の直接支払交付金(ゲタ)</b> <small>(2,093億円)【水田・畑地共通】</small>																							
<b>【販売農家又は集落営農が対象】</b> <b>【数量払】</b> 交付単価は品質に応じて増減																							
<table border="1"> <tr><th>対象作物</th><th>平均交付単価</th></tr> <tr><td>小麦【水田・畑地】</td><td>6,320円/60kg</td></tr> <tr><td>二条大麦【水田・畑地】</td><td>5,130円/50kg</td></tr> <tr><td>六条大麦【水田・畑地】</td><td>5,490円/50kg</td></tr> <tr><td>はだか麦【水田・畑地】</td><td>7,380円/60kg</td></tr> <tr><td>大豆【水田・畑地】</td><td>11,660円/60kg</td></tr> </table>	対象作物	平均交付単価	小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg	二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg	六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg	はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg	大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg	<table border="1"> <tr><th>対象作物</th><th>平均交付単価</th></tr> <tr><td>てん菜</td><td>7,260円/t</td></tr> <tr><td>てん菜原産物(てん菜以外の)</td><td>12,840円/t</td></tr> <tr><td>そば【水田・畑地】</td><td>13,030円/45kg</td></tr> <tr><td>なたね【水田・畑地】</td><td>9,640円/60kg</td></tr> </table>	対象作物	平均交付単価	てん菜	7,260円/t	てん菜原産物(てん菜以外の)	12,840円/t	そば【水田・畑地】	13,030円/45kg	なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg
対象作物	平均交付単価																						
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg																						
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg																						
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg																						
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg																						
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg																						
対象作物	平均交付単価																						
てん菜	7,260円/t																						
てん菜原産物(てん菜以外の)	12,840円/t																						
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg																						
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg																						
<small>注1:小麦については、パン・中華麺用品種を付付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算          注2:てん菜の基準糖度は、16.3度          注3:てん菜原産物(てん菜以外の)の基準でん粉含有率は、19.5%</small>																							
<b>【面積払(営農継続支払)】</b> 前年度の生産面積に基づき交付 <small>&lt;畑作物の直接支払交付金のイメージ&gt;</small>																							
<b>米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)</b> <small>(751億円)</small> <small>【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】</small> ◇米、麦、大豆、てん菜、でん粉原産物(てん菜以外の)を対象に、収入が減少した場合に標準的収入額との差額を下回った場合に、減収額の9割を補填(対象加入者と面が1対3の割合で拠出)																							
<b>米の直接支払交付金</b> <small>(806億円)</small> <small>【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】</small> ◇激変緩和のための経過措置として、26年度産から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年度までの期限措置として実施(30年度産から廃止)																							
<b>米価変動補填交付金</b> <small>(200億円(25年度産))</small> <small>【25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた者が対象】</small> ◇25年度産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填 ◇26年度産から廃止																							
<b>直接支払推進事業等</b> <small>(103億円)</small> ◇【推進補助金等】(92億円) 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等 ◇【再生利用交付金】(10億円) 畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを付付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を交付(26年度限り)																							

物の直接支払交付金2093億円▽米・畑作物の収入減少影響緩和対策751億円▽米の直接支払交付金806億円▽米価変動補填交付金200億円

では、創設された農地維持支払により、農地の多面的機能の発揮に向けた取り組みに対して支援が行われる。このうち、多面的機能支払交付金(同483億円)は、創設された農地維持支払

「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、日本型直接支払(26年度予算794億円)により、農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取り組みに対して支援が行われる。このうち、多面的機能支払交付金(同483億円)は、創設された農地維持支払

表② 日本型直接支払の概要  
【平成26年度予算額 79,371(31,107)百万円】

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発現に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発現のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。



2、林業振興対策  
林業発展のための施策について、地域材利活用倍増戦略プロジェクトが新設され、26年度予算では14億円が措置された。新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野で

り、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動が支援される。表②参照。このほか、中山間地域等直接支払交付金(同285億円)及び環境保全型農業直接支援対策(同26億円)による支援が引き続き、行われる。また、25年12月5日に成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構(農地集積バンク)が整備され、同機構による担い手への農地集積と集約の加速化が図られる。関連予算について、26年度予算では新規事業として305億円、25年度補正予算では400億円が措置された。

の木材利用の拡大、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築が図られる。また、森林・林業人材育成対策に26年度予算では66億円が措置された。新規就業者の

【3面へ続く】

【2面から続く】

確保・育成等の支援、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材の育成を図るため、「緑の新規就業」総合支援事業をはじめとした各種事業が推進される。

3、水産業振興対策

資源管理・漁業経営安定対策として、26年度予算では390億円が措置され、収入額が減少した場合に減収補填を行う漁業収入安定対策事業や、燃油価格や配合飼料価格の高騰に備える漁業経営セーフティネット構築事業が実施される(表③参照)。

また、漁業を担う人材の確保に26年度予算では6億円、25年度補正予算では3億円が措置され、2000人の新規就業者の確保が目指される。

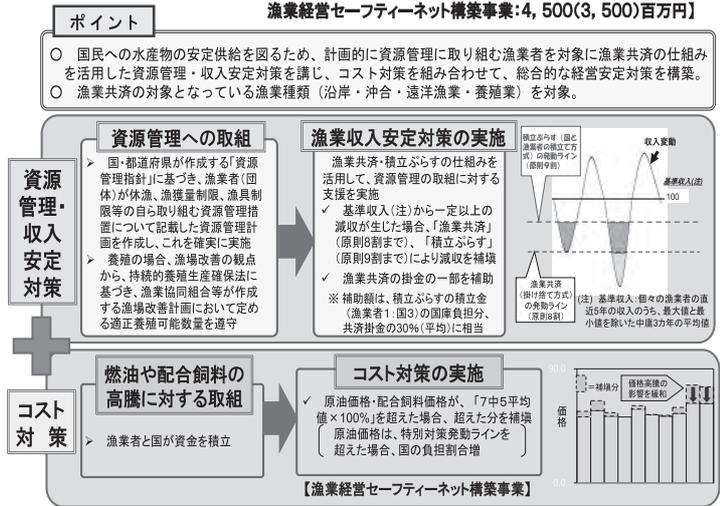
4、農林水産業共通対策

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化等の推進に26年度予算では31億円が措置された。農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、多様な事業者とのネットワーク構築による6次産業化等のほか、新たに医福農食連携の取組に

資源管理・漁業経営安定対策

【平成26年度概算決定額 資源管理・収入安定対策:34,510(33,830)百万円 漁業経営セーフティネット構築事業:4,500(3,500)百万円】

表③



し支援がなされる。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策交付金として、26年度予算では95億円、25年度補正予算では30億円が措置された(表④参照)。地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の鳥獣被害防止対策が総合的に支援される。このほか、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の事業期限が26年度末まで1年間延長されている。

表④ 鳥獣被害防止総合対策交付金

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500(9,500)百万円】

Table with two columns: 'Hard Countermeasures' and 'Soft Countermeasures'. It lists various measures such as 'Intrusion prevention fences', 'Habitat modification', 'Trapping', 'Use of traps', 'Use of sensors', etc., along with their implementation subjects and subsidy rates.

よる商店街のコンパクト化等が支援され、商店街の新陳代謝が図られる。

5、食の安全及び消費者の信頼確保対策  
消費者安全・安心確保対策として、26年度予算では主に地方消費者庁行政活性化交付金30億円により、食品表示等の適正化及び充実、消費者被害防止対策の積極展開、被害回復の取り組み等を通じて、消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保が図られる。

6、TPP等貿易交渉について  
TPP交渉については、26年2月、シンガポールにおける閣僚会合において、「着地点の大部分を合意し、いくつかの論点が残るが、これらの課題解決の道筋を示した」旨が、未だ妥結には至っていない。

7、中小企業振興対策等  
中小企業への支援については、資金繰り・事業再生支援として、きめ細かな資金繰り支援に26年度予算では237億円が措置された。日本政策金融公庫への利子補給、信用保証協会の財務基盤強化により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化が図られる。

8、資源・エネルギー対策  
原子力発電所の安全・防災対策については、発電用原子炉等安全対策高度化事業として、平成26年度予算では52億円が措置された。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力発電所の更なる安全対策高度化に向けた課題に関する技術開発が行われる。このほか、原子力安全人材育成事業14億円、地層処分技術調査等委託費35億円などが措置された。

建設運輸委員会は▽自然災害対策の推進▽各種交通基盤整備の推進▽都市基盤整備の推進▽観光立国の推進の4項目を掲げ、25年度の要請活動を実施してきた。本紙では4面から5面にかけて、活動成果の概要を項目ごとに順次紹介する。

**建設運輸委員会**

**1、自然災害対策の推進**

地震・津波対策については、「首都直下地震対策特別措置法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成25年11月22日に成立した。

首都直下地震については、緊急対策区域と、同区域中から基盤整備等地区を、南海トラフ地震については、推進地域と、同地域中から特別強化地域を、内閣総理大臣が指定するよう、それぞれの法律で規定されている。あわせて、これらの区域・地区、地域に係る基本計画等の作成なども求めている。

また、特別強化地域では、津波避難対策緊急事業として、津波からの避難場所及び避難経路の整備に係る国庫負担割合の3分の2への嵩上げ(通常2分の1)も規定されている。

26年3月28日に開催された

中央防災会議(会長 安倍晋三・総理)では、緊急対策区域等の指定と基本計画の作成を行った。

指定された市区町村数は▽緊急対策区域 310市区町村▽基盤整備等地区 4区▽推進地域 707市町村▽特別強化地域 139市町村である。

首都直下地震に係る基本計画では、発災直後においても最低限果たすべき政治・行政・経済の首都中枢機能機関と、発災後3日間程度での復旧を念頭に置くライフライン

2、各種交通基盤整備の推進  
道路の整備促進について、平成26年度予算では、事業費ベースで直轄事業1兆4329億円、補助事業866億円の計1兆5195億円が措置された。直轄事業のうち、幹線道路ネットワークの整備に9773億円が措置され、国

表①

大規模地震防災・減災対策大綱の概要				
東海地震対策大綱 (平成15年5月)	東南海・南海地震対策大綱 (平成15年12月)	首都直下地震対策大綱 (平成17年9月) (平成22年1月修正)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱 (平成18年2月)	中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 (平成21年4月)
南海トラフ巨大地震対策検討WG 「南海トラフ巨大地震対策について」(最終報告) 平成25年5月	これまで策定してきた地震対策大綱を統合 (上記大綱は廃止)			首都直下地震対策検討WG 「首都直下地震の被害想定と対策について」 (最終報告) 平成25年12月
大規模地震防災・減災対策大綱(中央防災会議決定)				
1. 事前防災		2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え		3. 被災地内外における混乱の防止
(1) 建築物の耐震化等	(5) ライフライン及びインフラの確保対策	(1) 災害対応体制の構築	(7) 食料・水 生活必需品等の物資の調達	(1) 基幹交通網の確保
(2) 津波対策	(6) 長周期地震動対策	(2) 原子力事業所への対応	(8) 燃料の供給対策	(2) 民間企業等の事業継続性の確保
(3) 火災対策	(7) 液状化対策	(3) 救助・救急対策	(9) 避難者等への対応	(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保
(4) 土砂災害 地盤災害対策	(8) リスクコミュニケーションの推進	(4) 医療対策	(10) 帰宅困難者等への対応	4. 様々な地域課題への対応
	(9) 防災教育・防災訓練の充実	(5) 消火活動等	(11) ライフライン及びインフラの復旧対策	(1) 地下鉄、高層ビル、ターミナル駅等の安全の確保
		(6) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(12) 防災教育・防災訓練の充実	(2) ゼロメートル地帯の安全確保
			(13) 遺体対策	(3) 石油コンビナート等危険施設の安全確保等
			(14) 災害廃棄物等の処理対策	(4) 道路交通渋滞への対応
			(15) 防災情報対策	(5) 孤立可能性の高い集落への対応
			(16) 社会秩序の確保・安定	(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
			(17) 多様な空間の効果的利用の実現	(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応
			(18) 広域連携・支援体制の確立	(8) 文化財の防災対策
				(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応
5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応		6. 本格復旧・復興		7. 対策の効果的推進

・情報通信インフラ・交通インフラの機能目標を掲げている。

民の命と暮らしを守る代替性の確保のための道路ネットワークの整備や、物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備が推進される。また、補助事業では、地域高規格道路の整備に833億円が措置された。

代替性確保ネットワーク整備が推進される。このほか、大

計画では、今後10年間の減災目標として、人的被害では想定される死者数約33万2000人から概ね8割の減少、物的被害では想定される建築物全壊棟数約250万棟から5割の減少を掲げている。

また、同会議では、「大規模地震防災・減災対策大綱」も決定している。この大綱は、従来の5つの地震対策大綱を統合し、防災・減災対策について、事前防災など今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたものである。表①参照。

なお、同大綱は▽南海トラフ▽首都直下▽日本海溝・千島海溝周辺海溝型▽中部圏・近畿圏直下地震を対象としている。

地方公共団体が行う防災関

規模災害の備えとして、斜面・盛土等の防災対策や耐震対策などが図られる。

高速道路料金について、国土交通省では、25年12月に「新たな高速道路料金に関する基本方針」を決定。基本料金水準が▽普通▽大都市

連事業に対する財政支援策については、26年度以降も、喫緊の課題である防災・減災事業対策に取り組めるよう、防災・減災事業債による措置が継続される。26年度予算では5000億円が措置された。

地方債の充当率を100%とし、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される。

公共・公用施設の耐震改修等については、26年度予算では公共施設の耐震化、津波対策による強靱化の推進として、1055億円が措置された。南海トラフ地震、首都直下地震等における地震被害や津波被害を軽減するため、全国レベルで公共施設の耐震化、津波対策による強靱化が図られる。

治水・治水対策については、大規模水害・土砂災害等に備えた治水対策・漏水対策の推進として、26年度予算では2866億円が措置された。激甚な水害・土砂災害や床上浸水が頻発するなど、繰り返しの水害が発生する地域について被害の防止・軽減を図るための集中的な事業が実施される。

【5面へ続く】

表③

インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

<p><b>1. 目指すべき姿</b></p> <p>○安全で強靱なインフラシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応</li> <li>【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等</li> </ul> <p>○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現</li> <li>【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等</li> </ul> <p>○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得</li> <li>【目標】点検・修繕等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）</li> </ul>	<p><b>3. 計画の策定内容</b></p> <p>○インフラ長寿命化計画（行動計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）</li> </ul> <p>○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の見え方／個別施設の状況等／対策内容と時期／対策費用 等）</li> </ul>																
<p><b>2. 基本的な考え方</b></p> <p>○インフラ機能の確保かつ効率的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保</li> <li>予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保</li> </ul> <p>○メンテナンス産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導</li> </ul> <p>○多様な施策・主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化</li> <li>政府・産学界、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上</li> </ul>	<p><b>4. 必要施策の方向性</b></p> <table border="1"> <tr> <td>点検・診断</td> <td>定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等</td> </tr> <tr> <td>修繕・更新</td> <td>優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等</td> </tr> <tr> <td>基準種の整備</td> <td>施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等</td> </tr> <tr> <td>情報基盤の整備と活用</td> <td>電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策への利活用 等</td> </tr> <tr> <td>新技術の開発・導入</td> <td>ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に 関する技術等の開発・積極的な活用 等</td> </tr> <tr> <td>予算管理</td> <td>新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等</td> </tr> <tr> <td>体制の構築</td> <td>国・技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 地方公共団体等維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 民間企業入札契約制度の改善 等</td> </tr> <tr> <td>法令等の整備</td> <td>基準類の体系的な整備 等</td> </tr> </table>	点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等	修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等	基準種の整備	施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等	情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策への利活用 等	新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に 関する技術等の開発・積極的な活用 等	予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等	体制の構築	国・技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 地方公共団体等維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 民間企業入札契約制度の改善 等	法令等の整備	基準類の体系的な整備 等
点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等																
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等																
基準種の整備	施設の特徴を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等																
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策への利活用 等																
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に 関する技術等の開発・積極的な活用 等																
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等																
体制の構築	国・技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 地方公共団体等維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 民間企業入札契約制度の改善 等																
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等																

「4面から続く」  
近郊▽海峽部等特別区の3つの区間に整備された11表参照。普通車の料金水準は、1キロメートル当たり▽普通区間1124・6円▽大都市近郊区間1129・52円▽海峽部等特別区間1108・1円とされた。この基本方針等を踏まえ、各高速道路会社において詳細に検討が進められ、消費税が転嫁された上、事業許可が行われた。新たな高速道路料金は26年4月1日から適用

「インフラ長寿命化基本計画」を策定した11表3参照。同計画では、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化、メンテナンス産業の競争力を確保するための方向性を示し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの維持管理・更新等を推進するとした。また、目指すべき姿として老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）、適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性の確保（2020年頃）などの目標を設定している。

新幹線鉄道の整備促進については、整備新幹線の着実な整備として、26年度予算では720億円が措置され、長野・金沢間の完成が予定される。地域公共交通に対する支援策の強化については、26年度予算では306億円が措置された。多様な関係者との連携により、地域公共交通の確保・維持が図られるとともに、地域公共交通の改善に向けた取り組みに支援が行われる。

下水道整備については、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金により、下水道老朽管の緊急改築推進事業が実施される。老朽化による下水道管渠の損傷を起因とした道路陥没等の発生や下水道の使用停止など、国民の安全・安心や社会経済活動への影響

下水道整備については、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金により、下水道老朽管の緊急改築推進事業が実施される。老朽化による下水道管渠の損傷を起因とした道路陥没等の発生や下水道の使用停止など、国民の安全・安心や社会経済活動への影響

確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化、メンテナンス産業の競争力を確保するための方向性を示し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの維持管理・更新等を推進するとした。また、目指すべき姿として老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）、適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性の確保（2020年頃）などの目標を設定している。

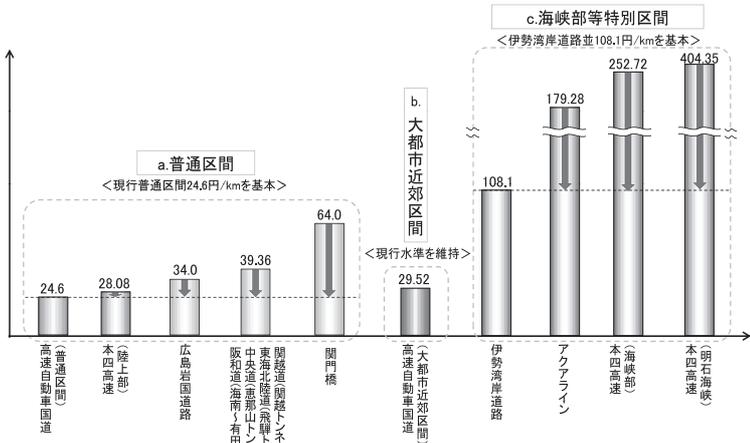
策の強化については、26年度予算では306億円が措置された。多様な関係者との連携により、地域公共交通の確保・維持が図られるとともに、地域公共交通の改善に向けた取り組みに支援が行われる。

4、観光立国の推進  
訪日外国人の増加に向けた施策については、訪日プロモーションの戦略的・重点的実施等として、平成26年度予算では、61億円が措置された。海外旅行需要が増大することが期待される東南アジア諸国

を未然に防止するため、布設50年を経過した管渠について点検・調査、改築等の対策の実施に支援が行われる。  
中心市街地活性化の推進については、都市機能立地支援事業が創設され、26年度予算では事業費ベースで40億円が措置される。まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて、医療・福祉などの生活を支える機能を整備する民間事業者に対し、地方公共団体が学校跡地

を未然に防止するため、布設50年を経過した管渠について点検・調査、改築等の対策の実施に支援が行われる。  
中心市街地活性化の推進については、都市機能立地支援事業が創設され、26年度予算では事業費ベースで40億円が措置される。まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて、医療・福祉などの生活を支える機能を整備する民間事業者に対し、地方公共団体が学校跡地

表② 3つの料金水準の導入 ～「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換～



※料金水準引き下げの対象はETC利用車に限定し、期間は当面10年間とする

注：料金水準については、普通車の場合

等の場合などは、国からも直接支援する新たな補助制度が創設される。  
みが戦略的に実施される。また、国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進として、26年度予算では4億5000万円が措置され、開催地としての日本の魅力向上、世界への発信、受入環境・体制の整備などが実施される。

# 課題では体制整備が最多

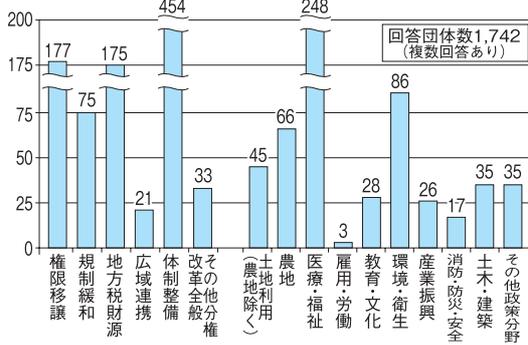
## 地方分権改革の実態調査結果

内閣府地方分権改革推進室が4月に取りまとめた実態調査Ⅱ一面に関連記事Ⅱのうち、②地方分権改革の課題では、今後の課題について調査されたⅡ表①参照。回答が最も多かった項目は、体制整備に関するものである。特に「少数の職員で各種事務を処理しており、分権に伴う更なる事務増加への対応が難しい」とする回答が多数あった。

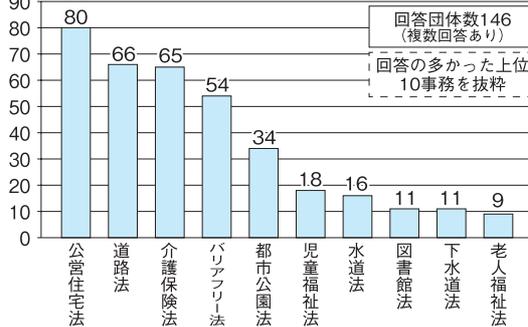
③義務付け・枠付けの見直し

内閣府地方分権改革推進室が4月に取りまとめた実態調査Ⅱ一面に関連記事Ⅱのうち、②地方分権改革の課題では、今後の課題について調査されたⅡ表①参照。回答が最も多かった項目は、体制整備に関するものである。特に「少数の職員で各種事務を処理しており、分権に伴う更なる事務増加への対応が難しい」とする回答が多数あった。

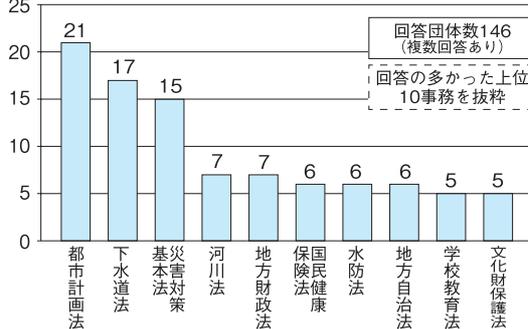
表① 地方分権改革の今後の課題(市町村)



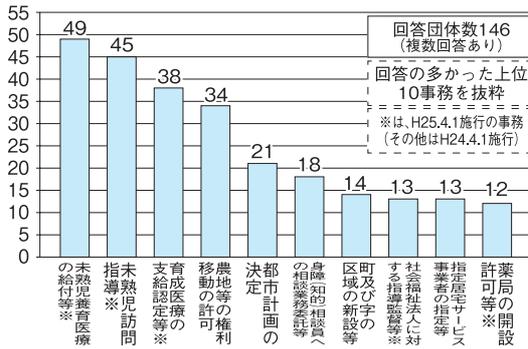
表② 義務付け・枠付けの見直しによるメリット(施設・公物の設置管理の基準 市町村)



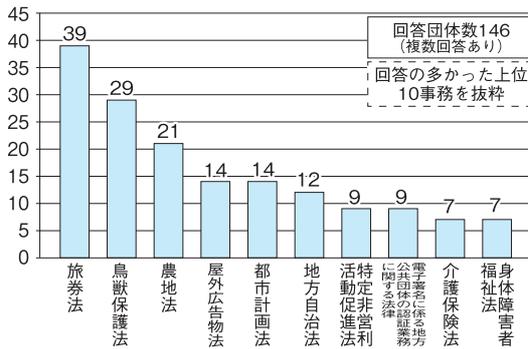
表③ 義務付け・枠付けの見直しによるメリット(協議・同意・許可・認可・承認 市町村)



表④ 基礎自治体への権限移譲によるメリット(市町村)



表⑤ 権限移譲によるメリット(市町村)



があった。一方、課題において、回答が最も多かった項目は道路法に関するものである。道路構造の技術的基準について「条例制定後、独自基準の適用案件がないため見直しの効果が実感できない」などの回答があった。

協議、同意、許可・認可・承認については、メリットでは、回答が多い順に都市計画法、下水道法、災害対策基本法であるⅡ表③参照。都市計画法に関しては「計画決定に係る知事への同意を要する協議が同意を要しない協議になり、決定の告示期間が短縮された」などの回答があった。

一方、課題においても、都市計画法に関する回答が最も多かった。「計画決定の際に知事への同意は不要となったが、協議は必要であるため、事務が軽減されたとは言いがたい」などの回答があった。

④都道府県から基礎自治体への権限移譲では、そのメリット・課題などについて調査されたⅡ表④参照。メリットでは、未熟児養育医療の給付等、回答が上位10事務において、それぞれ3割強を占めている。未熟児養育医療の給付等に関しては「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上し

た」などの回答があった。一方、課題において、回答が最も多かった項目は社会福祉法人に対する指導監督等に関するものである。「指導監督業務等のノウハウの蓄積が課題」などの回答があった。

⑤条例による事務処理特例制度の活用状況等では、活用状況のほか、権限移譲に係る取組状況・メリット・課題などについて調査されたⅡ表⑤参照。メリットでは、回答が多い順に旅券法、鳥獣保護法、農地法に関するものである。旅券法に関しては、「住民がより近くでパスポートの申請及び交付を受けることが

でき、住民サービスの向上が図られた」などの回答があった。一方、課題において、回答が最も多かった項目は鳥獣保護法に関するもの。「鳥獣の種類により、捕獲許可権限が県と市で分かれたため、申請先が分かりにくくなった」などの回答があった。

⑥地方分権改革のための組織・人員体制では、担当部局(係)の設置状況・取組などが調査された。設置状況は▽指定都市Ⅱ13団体▽県庁所在市区Ⅱ7団体▽人口5〜10万人の一般市Ⅱ9団体と規模の大きい団体ほど設置されている傾向が見られた。